

○文部科学省告示第五十三号

学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十六号）の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

文部科学大臣 馳 浩

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示

（学校教育法施行規則第四百十条の規定による特別の教育課程について定める件の一部改正）

第一条 学校教育法施行規則第四百十条の規定による特別の教育課程について定める件（平成五年文部省告示第七号）の一部を次のように改正する。

本文中「若しくは中学校」を「、中学校若しくは義務教育学校」に改める。

（地震防災緊急事業五箇年計画に定める施設等の整備等及び国の補助の特例の対象となる地震防災緊急事業に係る主務大臣の定める基準の一部改正）

第二条 地震防災緊急事業五箇年計画に定める施設等の整備等及び国の補助の特例の対象となる地震防災緊急事業に係る主務大臣の定める基準（平成七年文部省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号及び第二号中「若しくは中学校」を「、中学校若しくは義務教育学校」に改める。

第二条第一号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、同条第二号中「若しくは中学校」を「、中学校若しくは義務教育学校」に改め、同条第三号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第四条中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

（専門職大学院に関し必要な事項について定める件及び沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十七年以後の共済掛金の額を定める等の件の一部改正）

第三条 次に掲げる告示の規定中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

一 専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成十五年文部科学省告示第五十三号）第一条第六項

二 沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十七年以後の共済掛金の額を定める等の件（平成十七年文部科学省告示第五十六号）前文

（学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件の一部改正）

第四条 学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成十七年文部科学省告示第九十八号）の一部を次のように改正する。

前文中「第二十六条の三」を「第五十六条」に、「第五十五条及び第六十五条の五第一項」を「第七十九条、第七十九条の六及び第百八条第一項」に、「第五十七条の四」を「第八十六条」に、「第六十五条の五第二項」を「第百八条第二項」に改める。

本則各号列記以外の部分中「中学校」の下に「義務教育学校」を加え、「第三号」を「第四号」に改める。

第一号中「第五十一条」の下に「（同令第五十二条の二第二項に規定する中学校連携型小学校にあつては同令第五十二条の三、同令第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては同令第七十九条の十二において準用する同令第七十九条の五第一項）」を加える。

第二号中「第百七条」の下に「、同令第七十四条の二第二項に規定する小学校連携型中学校にあつては同令第七十四条の三を、」第七十六条」の下に「、同令第七十九条の九第二項に規定する小学校併設型中学校にあつては同令第七十九条の十二において準用する同令第七十九条の五第二項」を加える。

第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 義務教育学校 前期課程にあつては学校教育法施行規則第七十九条の五第一項又は第七十九条の六第一項において準用する同令第五十条第一項若しくは第五十二条の規定に基づき文部科学大臣が公示する小学校学習指導要領の規定、後期課程にあつては同令第七十九条の五第二項

又は第七十九条の六第二項において準用する同令第七十二条若しくは第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定

（公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針の一部改正）

第五条 公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（平成十八年文部科学省告示第六十一号）の一部を次のように改正する。

二の3中「、中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

二の4の四中「中学校」を「中学校学習指導要領」に、「必修化されることとなった」を「必修とされている」に改める。

（学校教育法施行規則第五十五条等の規定に基づき同令の規定によらないで教育課程を編成することができるところを定める件の一部改正）

第六条 学校教育法施行規則第五十五条等の規定に基づき同令の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成二十年文部科学省告示第二十九号）の一部を次のように改正する。

前文中「第七十九条」の下に「、第七十九条の六」を加える。

本則各号列記以外の部分中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第一号中「第五十一条」の下に「（同令第五十二条の二第二項に規定する中学校連携型小学校にあつては同令第五十二条の三、同令第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては同令第七十九条の十二において準用する同令第七十九条の五第一項）」を加える。

第二号中「第一百七条」の下に「、同令第七十四条の二第二項に規定する小学校連携型中学校にあつては同令第七十四条の三」を、「第七十六条」の下に「、同令第七十九条の九第二項に規定する小学校併設型中学校にあつては同令第七十九条の十二において準用する同令第七十九条の五第二項」を加える。

第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 義務教育学校 前期課程にあつては学校教育法施行規則第七十九条の五第一項又は第七十九条の六第一項において準用する同令第五十条第一項若しくは第五十二条の規定に基づき文部科学大臣が公示する小学校学習指導要領の規定、後期課程にあつては同令第七十九条の五第二項又は第七十九条の六第二項において準用する同令第七十二条若しくは第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定

（学校教育法施行規則第五十五条の二等の規定に基づき同令の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件の一部改正）

第七条 学校教育法施行規則第五十五条の二等の規定に基づき同令の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成二十年文部科学省告示第三十号）の一部を次のように改正する。

前文中「第七十九条」の下に「、第七十九条の六」を加える。

第一項中「、中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、同項第一号中「第五十一条」の下に「（同令第五十二条の二第二項に規定する中学校連携型小学校にあつては同令第五十二条の三、同令第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては同令第七十九条の十二において準用する同令第七十九条の五第一項）」を加え、同項第二号中「第一百七条」の下に「、同令第七十四条の二第二項に規定する小学校連携型中学校にあつては同令第七十四条の三」を、「第七十六条」の下に「、同令第七十九条の九第二項に規定する小学校併設型中学校にあつては同令第七十九条の十二において準用する同令第七十九条の五第二項」を加え、同項第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 義務教育学校 前期課程にあつては学校教育法施行規則第七十九条の五第一項又は第七十九条の六第一項において準用する同令第五十条第一項若しくは第五十二条の規定に基づき文部科学大臣が公示する小学校学習指導要領の規定、後期課程にあつては同令第七十九条の五第二項又は第七十九条の六第二項において準用する同令第七十二条若しくは第七十四条の規定に基づ

き文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定

第二項第四号中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

（義務教育諸学校教科用図書検定基準の一部改正）

第八条 義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成二十一年文部科学省告示第三十三号）の一部を次のように改正する。

第1章の(1)中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

（学校教育法施行規則第五十六条の二等の規定による特別の教育課程について定める件の一部改正）

第九条 学校教育法施行規則第五十六条の二等の規定による特別の教育課程について定める件（平成二十六年文部科学省告示第一号）の一部を次のように改正する。

本文中「中学校」の下に「義務教育学校」を、「第七十九条」の下に「第七十九条の六」を加える。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。